

持込ニュース23 No.4

*本紙は、持込事業者の皆様にお届けしています。

平成22年12月1日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課  23

12月6日(月)・13日(月) 全ての清掃工場で新しいごみ伝票が発行されます。

(新しいごみ伝票は、現在の伝票と比べて長くなります。裏面参照)

12月6日(月)
からの実施

中央・北・品川・目黒・大田・世田谷・
千歳・杉並・豊島・江戸川の10工場

12月13日(月)
からの実施

多摩川・板橋・光が丘・墨田・新江東・
有明・足立・葛飾の8工場

*渋谷・港清掃工場では、11月8日(月)から先行して実施しています。

来年4月からの新規システムの本格稼働に向けて、事業者のみなさまに新しいごみ伝票に慣れてもらうために、全清掃工場で発行します。ごみ伝票を見て、各自で現状を確認しながら、事業者のみなさまの自主的な計画管理をお願いします。

11月8日(月)からの先行実施により、清掃一組に寄せられた主な質問

▲▲清掃工場の計画量を年度途中で増量することはできますか？

変更は可能です。年度途中で作業場所が増減する場合は、計画量を変更してください。ただし、ご希望の清掃工場に変更できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。また、変更時期ですが、毎月第1月曜日と第3月曜日付けです。事前相談のうえ「持込ごみ搬入先新設・変更要望書」を変更日7日前までに提出してください。

新しいごみ伝票に「搬入超過」の表示が出たら、どうしたらいいですか？

計画量を超えていますので、搬入可能量のある工場に搬入するよう調整してください。継続的に超過する場合は、計画量の見直しが必要ですので、ご相談ください。

